

令和8年10月1日から

認可地縁団体の代表者等の住所の取扱いが変わります

認可地縁団体に関する制度が変更され、個人情報保護の観点から代表者等住所の告示を廃止することとなりました。

それに伴い、認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）についても原則、代表者等の住所を非表示化したものを発行することになります。



ホームページは[こちら](#)

変更点①

認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）記載されていた代表者等の住所が**非表示**となります。

現在



【告示事項】

代表者等の氏名及び住所 等



【証明書】

代表者等の住所を記載した台帳の写しを交付

加古川市加古川町北在家2000番地
代表者 加古川 太郎



新



【告示事項】

代表者等の氏名 等



【証明書】

代表者等の住所を**非表示**にした台帳の写しを交付

加古川市 XXXXXXXXXX
代表者 加古川 太郎

変更点②

代表者等の住所を表示した証明書の交付には**委任状が必要**になる場合があります。

➤ 住所の表示を希望する代表者等本人が請求する場合

代表者等本人から請求してください。代表者等本人から住所を表示したい旨の申し出があった場合は、代表者等本人の住所を表示した認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）を交付します。

※過去の代表者等の住所表示を希望する場合は、当該住所の過去の代表者等の委任状が必要になります。

➤ 代理人が請求する場合

住所の表示を希望する代表者等本人からの**委任状が必要**です。



必要書類や請求方法について事前にご案内しますので、必ず請求前に担当窓口へご連絡ください。必要書類がそろっていない場合、証明書を交付できません。
あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係
〒675-0065 加古川市加古川町篠原町21番地の8（カピル21ビル5階）
TEL：079-427-9195（直通） FAX：079-441-7161（直通）
Eメール：kyodo@city.kakogawa.lg.jp